

株 主 各 位

名古屋市中区丸の内三丁目2番29号

株式会社 ヤガミ

代表取締役社長 小林 啓 介

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本年は、株主の皆様の感染リスクを避けるため、書面による議決権行使をご推奨申し上げます。書面による議決権行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年7月11日（月曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年7月12日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 2階 ホール
3. 会議の目的事項
報告事項 1 第57期（2021年4月21日から2022年4月20日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
報告事項 2 第57期（2021年4月21日から2022年4月20日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yagami-inc.co.jp>）に掲載させていただきます。株主総会決議通知の発送は取り止め、本総会の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

◎ **新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について**

株主総会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下のとおり対応をさせていただきます。

【株主様へのお願い】

- ・ 感染拡大防止の観点から、極力、総会当日のご来場をお控えいただき、書面（郵送）による議決権の行使をお願い申し上げます。
- ・ ご来場の株主様は、マスクの着用をお願い申し上げます。
- ・ 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。
- ・ 感染拡大防止のため、総会会場の座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が減少いたします。そのため、当日の入場者数を制限させていただく場合もございます。

【当日の感染防止策】

- ・ 会場受付付近にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・ 役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・ 当社役員につきまして、感染拡大リスク低減の観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席とさせていただきます。
- ・ 株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。

事業報告

(2021年4月21日から
2022年4月20日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の経営成績の概況

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症対策に関連した予算措置や中学校における新学習指導要領の全面実施、半導体メーカーを中心に企業の設備投資は堅調に推移する一方で、世界的なサプライチェーンの混乱により原材料の供給不足や価格の高騰など、商品の調達に影響が及ぶ状況となりました。

このような状況のもと、当社グループでは、原材料の調達網を拡充するとともに、保健室向け感染症対策商品の展開や新しい教科書に準拠した理科実験機器の提案、AEDの新規及び買い替え需要の取り込みを進めたほか、東アジアを中心とした国外市場に対し、滅菌器や環境試験装置の拡販に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は110億92百万円（前年同期比9.0%増）、営業利益は18億51百万円（同13.8%増）、経常利益は18億76百万円（同13.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は12億85百万円（同23.4%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

【理科学機器設備部門】

中学校における新学習指導要領の全面実施に伴い、新しい教科書に準拠した商品の拡販に努めたほか、学校校舎の改修工事に伴う実習台・収納戸棚類の売上が前期実績を上回りました。また、新型コロナウイルス感染症対策の需要に伴い国内外で滅菌器の売上が伸びるとともに、食品業界向けのレトルト殺菌器も堅調に推移しました。

以上の結果、売上高は52億50百万円（前年同期比7.5%増）、セグメント利益は8億22百万円（同12.0%増）となりました。

【保健医科機器部門】

感染症対策の特別予算に伴い、体温計や衛生材料など消耗品のほか、換気が十分にできているかを測定するCO₂モニターや健康診断機器の売上が好調を維持するとともに、AEDの商品ラインナップの拡充により、新規及び買い替え需要を取り込むなど、販売が増加しました。

以上の結果、売上高は30億78百万円（前年同期比2.5%増）、セグメント利益は6億34百万円（同4.8%増）となりました。

【産業用機器部門】

エレクトロニクス関連産業の需要の拡大基調を背景に、保温・加熱用電気ヒーターの売上が前年実績を上回ったほか、中国の半導体関連の設備投資の拡大など、東アジアを中心に環境試験装置の国外販売が大幅に増加しました。

以上の結果、売上高は27億63百万円（前年同期比20.7%増）、セグメント利益は4億18百万円（同34.3%増）となりました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第 54 期	第 55 期	第 56 期	第57期(当連結会計年度)
		2018年4月21日から 2019年4月20日まで	2019年4月21日から 2020年4月20日まで	2020年4月21日から 2021年4月20日まで	2021年4月21日から 2022年4月20日まで
売 上 高 (千円)		8,330,846	8,019,823	10,175,392	11,092,027
経 常 利 益 (千円)		1,073,262	1,069,746	1,651,622	1,876,383
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)		701,210	740,160	1,041,925	1,285,638
1株当たり当期純利益 (円)		133.68	141.10	198.63	245.10
総 資 産 (千円)		14,480,269	14,567,149	16,464,354	17,709,464
純 資 産 (千円)		10,997,259	11,398,949	12,173,935	12,975,424

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

5. 対処すべき課題

当社グループが優先的に対処すべきと考える事業上の課題は、以下のとおりです。

(理科学機器設備)

教育理科機器の需要は、理科教育振興法に基づく補助金など国や地方自治体の教育予算がその大半を占めております。科学技術の振興・充実の礎となる理科教育は極めて重要な国の施策である一方、少子化の進行により市場の大きな伸長は見込めない状況となっております。当社におきましては、学校現場に最適な品質の商品提案を通じたブランドカアップによりシェア拡大を図るとともに、幼稚園・保育園や医療系施設、大学・専門学校に対する収納戸棚や調理台の提案など、当社のノウハウや強みが活かせる周辺分野への拡充を進めてまい

ります。また滅菌器の分野においては、中国製品の台頭に伴い、国内外いずれの市場においても製品の差別化が課題となっております。ネットワーク接続などを頭にした次世代機の開発とともに国内外共通のグローバルモデル化を進め、特に競争が激化している国内市場においては、きめ細かなアフターサービス体制の整備による顧客満足度の向上と成長が見込まれる食品業界への一層の拡販を目指してまいります。

(保健医科機器)

コロナ禍による感染症対策の需要は継続が一定程度予想されるものの、少子化に伴う小中学校の統廃合が進む中、中長期的には大幅な市場拡大が見込めないうえ、競合他社の参入や学校現場におけるネット通販の進展から、シェアアップは一層重要な課題となっております。当社におきましては、現場ニーズを反映したオリジナルの健康診断機器をはじめ、感染症対策関連商品や多様な消耗品を網羅した総合カタログの提供等を通じて、積極的な営業活動を展開してまいります。

(産業用機器)

保温・加熱用電気ヒーターについては、半導体関連業界の景気動向に左右されにくい収益基盤を確立することが重要な課題と認識しております。新たな顧客、幅広い業界、業種、用途への対応を着実に進めるため、オリジナル商品を含めた商品群の拡充や協力会社との連携強化、社内体制を整備し、商品の安定供給を図ってまいります。環境試験装置については、サプライチェーンの安定化を図るとともに、近年の地政学的リスクを踏まえた動きに合わせ、東アジアなど特定の地域に依存しないための販売網拡充を進めてまいります。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

当社の親会社は、株式会社やがみビルであり、同社は当社普通株式3,498千株（自己株式控除後持株比率66.7%）を保有しております。

親会社との間に取引はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ヤガミファニテク	10,000千円	100.00%	施設設備家具の製造
株式会社平山製作所	70,000千円	80.00%	全自動高圧蒸気滅菌器、環境試験装置の製造、販売及び修理

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

7. 主要な事業内容

当社グループは、理科学機器設備、保健医療機器、産業用機器の販売を行い、主な商品は次のとおりであります。

理科学機器設備……………収納壁、調理台、実験台、顕微鏡、電源装置、滅菌器

保健医療機器……………蘇生法教育人体モデル、A E D（自動体外式除細動器）、視力・聴力等検査器、身長計、体重計

産業用機器……………保温・加熱用電気ヒーター、環境試験装置

8. 主要な営業所及び工場

株 式 会 社 ヤ ガ ミ	本社（愛知）、東京支店（東京）、大阪支店（大阪）、福岡営業所（福岡）、名北商品センター（愛知）、小牧事業所（愛知）
株 式 会 社 ヤ ガ ミ フ ァ ニ テ ク	本社（愛知）、工場（愛知）
株 式 会 社 平 山 製 作 所	本社工場（埼玉）、外国営業部（東京）、大阪支店（大阪）

9. 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
235名	3名増	43.7才	15.7年

（注） 上記は役員、顧問及びパートは含まず、契約社員を含んでおります。

10. 主要な借入先

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 20,000,000株
2. 発行済株式の総数 5,300,000株（自己株式54,676株を含む）
3. 株主数 408名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 や が み ビ ル	3,498,080 ^株	66.7 [%]
株 式 会 社 八 神 製 作 所	310,000	5.9
八 神 昌 裕	121,000	2.3
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	110,500	2.1
八 神 基	104,000	2.0
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	94,400	1.8
光 通 信 株 式 会 社	87,800	1.7
小 林 啓 介	77,000	1.5
小 林 知 佳 代	75,000	1.4
ヤガミ従業員持株会	60,840	1.2

（注）当社は、自己株式を54,676株保有しております。なお、持株比率は、自己株式（54,676株）を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小林啓介	株式会社やがみビル 代表取締役社長 株式会社ヤガミファニテク 代表取締役社長 株式会社平山製作所 取締役
取締役	五十嵐敬	株式会社平山製作所 代表取締役社長
取締役	佐貫匡	経営管理部長
取締役（監査等委員）	長谷川和久	
取締役（監査等委員）	小島浩司	監査法人東海会計社 代表社員 ワシントンホテル株式会社 社外取締役
取締役（監査等委員）	安積孝師	楠田・安積法律事務所 代表

- (注) 1. 佐貫 匡氏は、2021年7月13日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 安積孝師氏は、2021年7月13日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって、新たに取締役（監査等委員）に選任され、就任いたしました。
3. 遠藤 勝氏は、2021年7月13日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
4. 建守 徹氏は、2021年7月13日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役（監査等委員）を退任いたしました。
5. 当社は、取締役会において取締役の職務の執行状況が月1回以上報告されるほか、内部監査担当者を配置し、内部統制結果を報告するなど内部監査室との連携を密に図ることで、十分な監査業務を遂行することができる環境が整備されております。
6. 当社は、監査等委員会による監査等の実効性を高めるため、長谷川和久氏を常勤の監査等委員に選定しております。
7. 取締役（監査等委員）小島浩司氏及び安積孝師氏は、社外取締役であります。
8. 当社は、取締役（監査等委員）小島浩司氏及び安積孝師氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 取締役（監査等委員）小島浩司氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査等委員長谷川和久、小島浩司及び安積孝師の3氏と賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合

において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。また、保険料は全額会社が負担しております。

4. 取締役の報酬等の額

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

① 基本方針（報酬等の付与時期や条件に関する方針を含む。）

当社の取締役の報酬は、経営意欲を向上させ、会社業績に貢献することを基本方針としています。報酬は、年間報酬と役員退職慰労金で構成されており、年間報酬の支払時期は、年間報酬を12で除した月額報酬を毎月支給します。役員退職慰労金の支払時期については、月額報酬に役位ごとの倍率を乗じた額を毎期積み立て、株主総会の決議に従い、取締役会において決定した額を退任時に支給します。

② 報酬等に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、役割、役位、職責の基準額を設定し、その合計額に業績係数及び個人の業績貢献係数を乗じた額を年間報酬としています。また、グループ全体の企業価値の持続的な向上を図り、株主利益と連動した報酬体系とするため、代表取締役は連結経常利益、代表取締役以外の取締役は単体の経常利益を業績係数とし、業績貢献係数は、個人の業績への貢献度を評価したもので、いずれも業績貢献度を測る指標としております。なお、個人別の報酬額は、上記に基づき算出した報酬額を取締役会で協議のうえ決定しております。

③ 非金銭報酬等に関する方針

当社の取締役は、非金銭報酬等の支給はありません。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	75,427 (-)	33,384 (-)	27,894 (-)	14,149 (-)	- (-)	3 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	14,250 (4,500)	13,500 (4,500)	- (-)	750 (-)	- (-)	4 (3)
合 計 （うち社外取締役）	89,677 (4,500)	46,884 (4,500)	27,894 (-)	14,899 (-)	- (-)	7 (3)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人部分は含まれておりません。

2. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

3. 上記には、2021年7月13日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名、取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
4. 当事業年度末現在の人員は、取締役（監査等委員を除く）3名、取締役（監査等委員）3名であります。上記の支給人員と相違しているのは、無報酬の取締役（監査等委員を除く）1名を除いているためであります。
5. 上記報酬等の額のほか、当事業年度に退任した取締役（監査等委員を除く）1名に対して、退職慰労金12,168千円を支給しております。
6. 2015年7月14日開催の第50回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の限度額は年額240,000千円以内（使用人分給与を含まない）、監査等委員である取締役の金銭報酬の限度額は、年額48,000千円以内と決議しております。なお、第50回定時株主総会が終結した時点での取締役（監査等委員を除く）の員数は3名（うち社外取締役0名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。

(3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度においては、2021年7月13日開催の取締役会で取締役の報酬関係について有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書に記載した内容を決議しております。当該内容は、2021年2月5日開催の取締役会において決議した決定方針と実質的には同じものであり、取締役会は、決定方針に沿うものであると判断いたしました。

(4) 業績連動報酬に係る指標の実績

当事業年度における業績連動報酬に係る指標の実績は、単体の経常利益は1,281百万円、連結の経常利益は1,876百万円となります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役（監査等委員）小島浩司氏の兼職先である法人等と、当社との間に取引関係はありません。

社外取締役（監査等委員）安積孝師氏の兼職先である法人等と、当社との間に取引関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

	主な活動の状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 小島 浩 司	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の会計並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 安 積 孝 師	当事業年度に開催された取締役会10回の全てに、また、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 全回数が異なるのは、就任時期の違いによるものであります。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

みおぎ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	14,750千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	14,750千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠並びに会計監査の職務遂行状況等を検討のうえ適切と判断し、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

会計監査人の再任の可否については、監査等委員会は毎期会計監査人の適格性、独立性、監査の品質管理状況、及び職務の遂行状況等を総合的に評価し、不再任が妥当と判断した場合、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

V. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年7月14日開催の第50回定時株主総会の決議により監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、同日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制等の整備に関する「内部統制基本方針」を改定いたしました。その内容は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令及び定款を遵守するとともに、高い倫理観を持って事業を運営していくため、倫理規程を定め取締役及び使用人が遵守すべきものとする。
- ② 企業行動倫理委員会を設置して倫理規程の遵守及び理念の徹底を図る。
- ③ スピーク・アップ制度を設け、その通報窓口を企業行動倫理委員会とする。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、文書管理規程に則り、その職務の執行に係る文書及び重要な情報を保存するとともに、保存媒体に応じ十分な注意をもってこれを管理する。

(3) 損失の危険の管理（リスクマネジメント）に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基本規程として定めた経営危機管理規程について一層の周知徹底を図るとともに危機の未然防止意識向上のため、危機管理委員会による教育、マニュアルの作成配付及びシミュレーショントレーニングを実施する。
- ② 経営活動上の諸リスク等を認識し、そのリスクの把握と対応管理責任者の体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、以下の取り組みを行う。

- ① 監査等委員会を設置し、業務執行の一部を取締役に委任するとともに、取締役会の監督機能を強化する。
- ② 取締役会を定期的に（月1回）開催し、重要な業務執行に係る意思決定と効率的な業務執行を行う。
- ③ 組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定め、職務執行を適正かつ効率的に行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社は、当社が定める関係会社管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告義務を負う。
- ② グループ全体のリスク管理について定める経営危機管理規程を策定し、同規程においてグループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。さらに、当社グループのリスク管理を担当する機関として危機管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応を審議する。
- ③ グループ経営計画を策定し、グループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。
- ④ 倫理規程を作成し、当社グループの全ての役職員に周知徹底する。

- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 当社の状況を勘案し、当面監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は置かない。
 - ② 監査等委員会がその職務を補助する取締役及び使用人を必要と認める場合、取締役は監査等委員会と協議を行う。この場合において、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置くときには、人事異動や評価等について監査等委員会の意見を尊重する。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
- 当社の取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、その他取締役会又は監査等委員会が定めた事項につき、速やかに報告する。
- (8) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
- 子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員会に対して、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、その他取締役会又は監査等委員会が定めた事項につき速やかに報告する。
- (9) 監査等委員会に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員は、代表取締役と適宜意見交換を行う。
 - ② 監査等委員は、会計監査人との緊密な連携を保ち、効率的かつ効果的な監査を行う。
 - ③ 監査等委員は、監査・監督に必要と認めた場合には、外部専門家（弁護士及び公認会計士等）と連携する。
- (12) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 経理について規程を定め、法令及び会計基準に従って適正な会計処理を行う。
 - ② 全社的な内部統制、業務プロセス、IT全般統制の整備と運用状況の評価と改善を行う。
- (13) 反社会的勢力との関係排除のための体制
- ① 反社会的勢力や団体と一切の関係を排除し、「三ない」即ち「金を出さない」「利用しない」「恐れない」を基本原則として、社会悪に立ち向かう姿勢を貫く。
 - ② 反社会的勢力や団体の動きに対して、社内の組織体制を整え、業務監視委員会を設置する。
 - ③ 反社会的勢力や団体の動きに対して、関係行政機関と連携を密にし、不法、不当な要求に対して、断固たる姿勢で臨み早期に対処する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の内部統制基本方針に基づく、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会を12回開催し、経営方針や経営戦略に係る重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、継続的に新たな経営上のリスクを検討し、必要に応じて社内規程及び業務の見直しを行いました。
- ② 監査等委員会を12回開催し、監査等委員会規程に基づき監査計画、監査の実施及び監査結果の報告を行いました。また、内部監査室の監査結果や会計監査人からの四半期毎の報告を受けております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、全社的な内部統制、業務プロセス、IT全般統制の整備状況及び運用状況の評価と改善を行い、監査等委員会に報告しました。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営における重要施策の一つであると考えており、株主の皆様のご期待にお応えするため、業績に連動した配当を行うこととしております。さらに、持続的な成長や事業リスクへの備えに必要な財務の健全性とのバランスも考慮し、配当は、親会社株主に帰属する当期純利益に対する比率(連結配当性向)50%を目処に実施することを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、2021年5月28日の公表内容から45円増配し、123円とさせていただくことといたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年4月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,575,288	流動負債	3,757,886
現金及び預金	8,627,600	支払手形及び買掛金	633,086
受取手形、売掛金及び契約資産	2,358,220	電子記録債務	1,482,618
電子記録債権	644,429	リース債務	28,444
リース投資資産	218,044	未払金	69,746
有価証券	601,240	未払法人税等	364,049
商品及び製品	1,260,227	契約負債	539,232
仕掛品	111,957	賞与引当金	455,775
原材料及び貯蔵品	603,678	その他	184,931
その他	152,493	固定負債	976,153
貸倒引当金	△2,603	リース債務	189,599
固定資産	3,134,175	長期預り保証金	232,248
有形固定資産	1,698,072	繰延税金負債	222
建物及び構築物	291,105	退職給付に係る負債	342,683
土地	1,346,573	役員退職慰労引当金	202,304
建設仮勘定	524	その他	9,095
その他	59,869	負債合計	4,734,039
無形固定資産	39,753	(純資産の部)	
電話加入権	4,492	株主資本	12,335,083
ソフトウェア	34,281	資本金	787,299
ソフトウェア仮勘定	980	資本剰余金	676,811
投資その他の資産	1,396,349	利益剰余金	10,905,454
投資有価証券	994,131	自己株式	△34,481
繰延税金資産	368,516	その他の包括利益累計額	32,310
その他	38,699	その他有価証券評価差額金	32,310
貸倒引当金	△4,999	非支配株主持分	608,029
資産合計	17,709,464	純資産合計	12,975,424
		負債及び純資産合計	17,709,464

連結損益計算書

(2021年4月21日から
2022年4月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,092,027
売上原価	6,771,048
売上総利益	4,320,979
販売費及び一般管理費	2,469,808
営業利益	1,851,170
営業外収益	
受取利息	2,443
有価証券利息	11,088
受取配当金	7,592
不動産賃貸料	555
為替差益	2,026
その他	1,766
営業外費用	
支払利息	235
その他	26
経常利益	1,876,383
特別利益	
投資有価証券売却益	74,521
投資有価証券償還益	34,500
特別損失	
固定資産除却損	3,221
投資有価証券売却損	487
税金等調整前当期純利益	1,981,695
法人税、住民税及び事業税	650,226
法人税等調整額	△30,799
当期純利益	1,362,268
非支配株主に帰属する当期純利益	76,630
親会社株主に帰属する当期純利益	1,285,638

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月21日から
2022年4月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	787,299	676,811	10,144,356	△34,280	11,574,187
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△524,541		△524,541
親会社株主に帰属する当期純利益			1,285,638		1,285,638
自 己 株 式 の 取 得				△201	△201
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	761,097	△201	760,896
当 期 末 残 高	787,299	676,811	10,905,454	△34,481	12,335,083

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	68,348	68,348	531,399	12,173,935
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△524,541
親会社株主に帰属する当期純利益				1,285,638
自 己 株 式 の 取 得				△201
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△36,038	△36,038	76,630	40,591
当 期 変 動 額 合 計	△36,038	△36,038	76,630	801,488
当 期 末 残 高	32,310	32,310	608,029	12,975,424

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称 …………… 2社 株式会社ヤガミファニテク、株式会社平山製作所
非連結子会社 …………… 該当する会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項 …………… 該当する会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算期 …………… 連結決算日と同一であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 …………… <市場価格のない株式等以外のもの>

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

<市場価格のない株式等>

移動平均法による原価法を採用しております。

(ロ) デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び負債）の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(ハ) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産 …………… 主として総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

(イ) 有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 6年～50年

(ロ) 無形固定資産 …………… 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金 …………… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(ハ) 役員退職慰労引当金 …………… 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による当連結会計年度末支給額の100%を計上しております。なお、連結子会社1社は役員退職慰労引当金を計上しておりません。

④ 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に仕入及び製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。国内販売においては、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が短期間であるため、出荷時に収益を認識しております。国外販売においては、顧客との契約条件に基づき、当該商品又は製品の所有に伴うリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客からの取引の対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できる時点で収益を認識しております。

また、一部のサービスに係る収益は、顧客との契約期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(イ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務 …………… 連結決算日の直物を替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(ロ) 退職給付に係る会計処理方法 … 当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、従来は営業外費用に計上していた売上割引については、顧客に支払われる対価として売上高から減額しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとし、「流動負債」及び「固定負債」の「その他」に含まれていた一部の負債は、当連結会計年度より「流動負債」の「契約負債」として表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針

を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切なレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含まれていた「リース投資資産」(前連結会計年度88,834千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含まれていた「リース債務」(前連結会計年度10,772千円)は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含まれていた「リース債務」(前連結会計年度78,062千円)は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

4. 会計上の見積りに関する注記

当社グループは、当連結会計年度末における繰延税金資産(連結貸借対照表計上額368,516千円)の回収可能性を判断するにあたり、会計上の見積りを行っております。この会計上の見積りは、主として、翌期以降の事業計画に基づく課税所得見込みにより行われます。新型コロナウイルス感染症に伴う関連需要は、当社グループの将来収益に一定の影響を与えるものの、ワクチン普及に伴って需要が収束していくとの仮定を用いて算定のうえ、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当該見積りは、感染症の収束状況やその他の経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,894,611千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	5,300,000	—	—	5,300,000
自己株式				
普通株式	54,590	86	—	54,676

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年6月8日 取締役会	普通株式	524,541千円	100円	2021年4月20日	2021年6月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2022年6月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	645,174千円	123円	2022年4月20日	2022年6月27日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に理科学機器設備の販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入）しております。受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権並びにリース投資資産に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に余資運用を目的として所有する株式及び債券等であり、発行体の信用リスク及び金利変動リスクに晒されております。債券は、原則として格付の高い債券を対象としているため、信用リスクは低いと認識しております。また、上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権及び営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であり、リスクヘッジ目的に限り行うこととしております。

リース投資資産及びリース債務は、転リースに係るものであります。

長期預り保証金は、営業保証金であり、期間の定めはありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年4月20日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（*1）	時価（*1）	差額
(1) リース投資資産	218,044	218,044	—
(2) 有価証券及び投資有価証券	1,594,171	1,594,171	—
(3) デリバティブ取引	2,789	2,789	—
(4) リース債務（*4）	(218,044)	(218,044)	—
(5) 長期預り保証金	(232,248)	(232,248)	—

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（*3）市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額1,200千円）は、「(2)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（*4）リース債務（流動負債）、リース債務（固定負債）の合計額であります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

	時価 (* 1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	86,234	—	—	86,234
債券	—	1,507,937	—	1,507,937
デリバティブ取引				
為替予約	—	2,789	—	2,789

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：千円)

	時価 (* 1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	—	218,044	—	218,044
リース債務	—	(218,044)	—	(218,044)
長期預り保証金	—	(232,248)	—	(232,248)

(* 1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 有価証券及び投資有価証券

上場株式及び債券は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。債券は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(2) デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類

しております。

(3) リース投資資産及びリース債務

時価は、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 長期預り保証金

変動金利によるものであり、金利は短期間で市場金利を反映しているため、時価と帳簿価額が近似しており、当該帳簿価額を時価としていることからレベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度における当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、各報告セグメントの売上高を地域別に分解した場合の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	理科学機器設備	保健医科機器	産業用機器	
売上高				
日本	4,142,783	3,073,734	1,475,954	8,692,473
アジア	743,641	4,534	1,264,121	2,012,298
その他	363,715	—	23,540	387,255
顧客との契約から生じる収益	5,250,140	3,078,269	2,763,617	11,092,027
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	5,250,140	3,078,269	2,763,617	11,092,027

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「(4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	639,159	578,666
売掛金	1,455,554	1,779,553
契約資産	—	—
契約負債	481,230	539,232

(注) 当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた額は、132,183千円です。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において未充足又は部分的に未充足の履行義務に配分した取引価格及びその売上認識見込時期ごとの内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

売上収益の認識が見込まれる時期	当連結会計年度末
1年以内	154,024
1年超	385,207
合計	539,232

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,357円79銭
(2) 1株当たり当期純利益 245円10銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年4月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,721,819	流動負債	2,678,668
現金及び預金	6,743,238	電子記録債務	1,116,161
受取手形	483,374	買掛金	357,891
電子記録債権	521,184	リース債務	28,444
売掛金	1,065,171	未払金	53,274
リース投資資産	218,044	未払費用	66,314
有価証券	601,240	未払法人税等	246,801
商貯蔵品	1,028,438	未払消費税等	19,374
前渡金	13,191	契約負債	481,537
前払費用	14,773	預り金	20,440
未収入金	4,288	賞与引当金	288,426
その他の	26,318	固定負債	766,089
貸倒引当金	2,789	リース債務	189,599
	△233	長期預り保証金	232,248
固定資産	3,129,728	退職給付引当金	187,363
有形固定資産	1,052,244	役員退職慰労引当金	147,782
建物	153,599	資産除却債務	9,095
構築物	4,013	負債合計	3,444,757
車輛運搬具	1,301	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	19,044	株主資本	10,374,480
土地	873,760	資本金	787,299
建設仮勘定	524	資本剰余金	676,811
無形固定資産	32,612	資本準備金	676,811
電話加入権	2,962	利益剰余金	8,944,851
ソフトウェア	29,170	利益準備金	196,824
ソフトウェア仮勘定	480	その他利益剰余金	8,748,026
投資その他の資産	2,044,871	配当平均積立金	200,000
投資有価証券	994,131	別途積立金	3,100,000
関係会社株式	679,196	繰越利益剰余金	5,448,026
繰延税金資産	359,867	自己株式	△34,481
差入保証金	11,532	評価・換算差額等	32,310
その他	143	その他有価証券評価差額金	32,310
資産合計	13,851,548	純資産合計	10,406,790
		負債及び純資産合計	13,851,548

損 益 計 算 書

(2021年4月21日から
2022年4月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,593,878
売 上 原 価	4,556,299
売 上 総 利 益	3,037,579
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,795,102
営 業 利 益	1,242,476
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2,441
有 価 証 券 利 息	11,088
受 取 配 当 金	7,592
不 動 産 賃 貸 料	17,764
そ の 他	3,562
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	235
不 動 産 賃 貸 費 用	3,282
経 常 利 益	1,281,408
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	74,521
投 資 有 価 証 券 償 還 益	34,500
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	155
投 資 有 価 証 券 売 却 損	487
税 引 前 当 期 純 利 益	1,389,787
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	446,337
法 人 税 等 調 整 額	△24,210
当 期 純 利 益	967,659

株主資本等変動計算書

(2021年4月21日から
2022年4月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	787,299	676,811	676,811	196,824	200,000	3,100,000	5,004,907	8,501,732	△34,280	9,931,562
当期変動額										
剰余金の配当							△524,541	△524,541		△524,541
当期純利益							967,659	967,659		967,659
自己株式の取得									△201	△201
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	443,118	443,118	△201	442,917
当期末残高	787,299	676,811	676,811	196,824	200,000	3,100,000	5,448,026	8,944,851	△34,481	10,374,480

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	68,348	68,348	9,999,911
当期変動額			
剰余金の配当			△524,541
当期純利益			967,659
自己株式の取得			△201
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△36,038	△36,038	△36,038
当期変動額合計	△36,038	△36,038	406,879
当期末残高	32,310	32,310	10,406,790

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…… 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券 …………… <市場価格のない株式等以外のもの>

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

<市場価格のない株式等>

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び負債）の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産 …………… 主として総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～50年

無形固定資産 …………… 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 …………… 従業員賞与の支給に備えるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金 …………… 当社は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

役員退職慰労引当金 …………… 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による当事業年度末要支給額の100%を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品の販売に係る収益は、主に仕入等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。国内販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が短期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

また、一部のサービスに係る収益は、顧客との契約期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務 …………… 決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、従来は営業外費用に計上していた売上割引については、顧客に支払われる対価として売上高から減額しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示されていた「前受金」及び「固定負債」に表示されていた「長期前受金」は、当事業年度より「流動負債」の「契約負債」として表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含まれていた「リース投資資産」(前事業年度88,834千円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含まれていた「リース債務」(前事業年度10,772千円)は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

前事業年度において、「固定負債」の「その他」に含まれていた「リース債務」(前事業年度78,062千円)は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

4. 会計上の見積りに関する注記

当社は、当事業年度末における繰延税金資産(貸借対照表計上額359,867千円)の回収可能性を判断するにあたり、会計上の見積りを行っております。この会計上の見積りは、主として、翌期以降の事業計画に基づく課税所得見込みにより行われます。新型コロナウイルス感染症に伴う関連需要は、当社の将来収益に一定の影響を与えるものの、ワ

クチン普及に伴って需要が収束していくとの仮定を用いて算定のうえ、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当該見積りは、感染症の収束状況やその他の経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	11,001千円
短期金銭債務	83,763千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	974,317千円
--------------------	-----------

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社に対する売上高	414千円
(2) 関係会社からの仕入高	188,606千円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	87,238千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普 通 株 式	54,590	86	—	54,676

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

役員退職慰労引当金	45,221千円
契約負債	146,318千円
退職給付引当金	57,333千円
賞与引当金	88,258千円
減損損失	22,279千円
未払事業税	14,089千円
その他	22,893千円
繰延税金資産小計	396,393千円
評価性引当額	△22,279千円
繰延税金資産合計	374,113千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	14,246千円
繰延税金負債合計	14,246千円
繰延税金資産の純額	359,867千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員 兼務等	事業上 の関係				
子会社	株式会社 藤ヤガミファニテック	所有 直接 100.0%	1名	当社仕入先	不動産賃貸(注)	16,932千円	—	—
					業務委託(注)	44,180千円	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 賃貸借料及び業務委託費は近隣の一般的な取引実勢を参考にしております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社等	備八世クリエイト	被所有 直接 —	不動産賃貸	不動産賃貸料等(注)	30,458千円	—	—
				敷金の支払い(注)	—	差入保証金	8,843千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 同一建物(ビル)に入居するテナント他社との取引条件を参考のうえ、決定しております。
2. 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,984円01銭
(2) 1株当たり当期純利益 184円48銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年6月8日

株式会社 ヤガミ
取締役会 御中

みおぎ監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 中村 謙介 ㊞

業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐賀 晃二 ㊞

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤガミの2021年4月21日から2022年4月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤガミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類等に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年6月8日

株式会社 ヤ ガ ミ
取締役会 御 中

みおぎ監査法人
東京都千代田区
指定社員 公認会計士 中 村 謙 介 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 佐 賀 晃 二 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤガミの2021年4月21日から2022年4月20日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月21日から2022年4月20日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、計画等に従い、会社の内部監査室と連携のうえ、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告及び説明を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みおぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人みおぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月9日

株式会社 ヤ ガ ミ 監査等委員会

監査等委員 長谷川 和 久 ⑩

監査等委員 小 島 浩 司 ⑩

監査等委員 安 積 孝 師 ⑩

(注) 監査等委員小島浩司及び安積孝師は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第13条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(附則)</p> <p><u>1. 第57回定時株主総会の決議による第13条（電子提供措置等）の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第13条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となるため、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	こばやし けいすけ 小林 啓介 (1968年5月13日生)	1992年4月 ㈱三和銀行（現 ㈱三菱UFJ銀行）入行	77,000株
		2004年6月 同行退社	
2004年7月 当社取締役事業開発室担当			
2005年4月 当社取締役第一事業本部営業本部長兼事業開発室担当			
2005年8月 当社取締役第一事業本部長兼事業開発室担当			
2007年7月 当社取締役経営管理本部長			
2008年7月 当社専務取締役			
2010年7月 当社代表取締役副社長			
2012年7月 当社代表取締役社長（現任）			
2014年6月 ㈱平山製作所取締役			
2017年7月 ㈱やがみビル代表取締役社長（現任）			
2018年8月 ㈱ヤガミファニテック代表取締役社長（現任）			
2022年6月 ㈱平山製作所代表取締役（現任）			
[取締役候補者とした理由] 2012年7月に代表取締役社長に就任し、企業経営者として当社グループの経営に貢献してまいりました。豊富な経験と実績とともに子会社の経営にも携わるなど、優れた経営執行能力を有しております。引き続き当社における経営判断、監督の遂行及び当社グループの統括を期待し、取締役候補者いたしました。			
2	いがらし けい 五十嵐 敬 (1954年7月14日生)	2006年3月 ㈱平山製作所入社	2,000株
		2006年6月 同社常務取締役	
2007年6月 同社代表取締役社長（現任）			
2019年7月 当社取締役（現任）			
[取締役候補者とした理由] 当社子会社である㈱平山製作所において、長きにわたり同社の代表取締役社長としての経験と実績を有していることから、引き続き当社グループの経営判断及び監督の遂行に十分な役割を果たすことができる人材と判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	さ ぬ き ただし 佐 貫 匡 (1968年6月19日生)	1992年3月 当社入社 2019年7月 当社経営管理部長 2021年7月 当社取締役経営管理部長（現任） 2022年6月 ㈱平山製作所取締役財務管理部長（現任）	3,100株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>長年にわたり人事及び総務などの管理部門に従事し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験を活かし、企業価値の向上に貢献することを期待し、取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、全ての取締役を被保険者とした会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該役員等賠償責任保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、各候補者が取締役に就任した場合、各氏は、役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該役員等賠償責任保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意のうえ、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
ふくだてつぞう 福田哲三 (1957年12月29日生)	1992年4月 ㈱日本債券信用銀行(現 ㈱あおぞら銀行) 入行 1999年2月 サーマエンジニアリング㈱代表取締役社長(現任) 2011年10月 当社監査役 2015年7月 当社取締役(監査等委員)	—
<p>[補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]</p> <p>福田哲三氏を社外取締役候補者とした理由は、長年、企業経営に携わり、豊富な経験と知見を有しているためであります。当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 福田哲三氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 福田哲三氏は、㈱名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 福田哲三氏が、監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額となります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。福田哲三氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

<メモ欄>

株主総会会場ご案内図



【場 所】 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号 名古屋銀行協会 2階 ホール

【TEL】 052-231-7851 (代表)

【交 通】 **地下鉄** 桜通線「丸の内駅」④番出口より徒歩6分
 鶴舞線「丸の内駅」①番出口より徒歩6分
 名城線「市役所駅」④番出口より徒歩8分

市バス 名古屋駅バスターミナル(⑧番のりば)より「外堀通」下車すぐ
 駐車場のご用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用ください。